

校訓	盡 己	令和6年度学校通信 「松中だより」 第3号	発行日	令和6年4月30日
教育目標	未来を創造し、たくましく生きる生徒の育成育成 ～地域・家庭とのつながりによる レジリエントな学校を目指して～		発行者	伊丹市立松崎中学校 校長 今井 克己

【〇〇のない学校・・・認証式講話より】

4月17日（水）6校時の認証式での講話で、「〇〇のない学校」について話をしました。その内容をお知らせします。

昨年12月、松崎中学校は校則を改定しました。単にブラック校則をなくすというだけでなく、プライベートとオフィシャルの違い、TP0、勉強や部活、行事に集中できるか、一緒に学校生活を送る人の気持ちなどを、自分で考え、判断し、責任を持って行動するということを基本に校則を改定しました。その中で、ひとり一人が良心と良識に従って行動をすれば、校則は必要ないのではないか、全国には校則のない学校（校則がなくても、自分で考え、判断し、責任を持って行動し、しっかりと学校生活を送れている学校）がある、ということをお話ししました。

少し調べてみると、全国には他にも

「〇〇のない学校」がいろいろありました。



チャイムのない学校・・・チャイムは鳴らず、一人ひとりが時間を意識し、自分で時間やスケジュール管理を行っている学校

宿題のない学校・・・そもそも勉強はやらされるものではなく、自分でやるもの。その教科が得意な人も苦手な人も同じ宿題をやるのはどうなのか。今の宿題は提出するためだけにやっていないか。自分で必要と思う勉強、興味のある勉強を進めるのが本来の学習ではないか。

テストのない学校・・・テストのための学習になっていないか。テストが終われば「ハイおわり」ではない。学期に2回の定期テストではなく、単元や章ごとにほんとうに自分が理解できたかを確認するものではないか。

一斉授業のない学校・・・全員が一斉に先生の話聞くのではなく、教科書を見て、自分で学習する人、動画サイトを見て学習する人、教科書以外の教材で学習する人、友だちに聞きながら学習する人など、自分なあった方法で学習する学校。

いろいろな「〇〇のない学校」があります。これらの学校に共通しているのは「自律と主体性がある学校」ということです。

松崎中学校もそんな学校を目指しませんか？

【部活動について】

1年生の仮入部期間もおわり、3学年そろっての部活動がスタートします。5月2日（木）には部活動懇談会が予定されています。昨年度にもお知らせしておりますが、伊丹市内の中学校部活動は「伊丹市中学校部活動の方針」（伊丹市教育委員会 令和2年 2020 年改定）に基づいて行われています。以下、一部を伊丹市HPより抜粋してお伝えいたします。

適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

※運動部については、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究※1）も踏まえた基準とする。

○ 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。

平日は少なくとも1日、土曜日、日曜日及び祝祭日（以下「休日」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。

※休日に大会等※2）への参加で休養日を設けられなかった場合は、休養日を他の日（平日も可）に振り替える。※3）

○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、お盆や年末年始等を利用し、その期間に加えて、その前後の期間に休養日を設定する等して、生徒・部活動顧問の健康管理と地域・家庭とのコミュニケーションを図れるよう、ある程度連続した休養期間を設ける。

○ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業（学期中の休日を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。※大会等※2）や練習試合については、上記の限りではない。

○ 大会等の1週間前の活動時間については、平日30分程度までの延長を認める。

※1）「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」[平成 29 年 12 月 18 日 公益財団法人日本体育協会（団体名称を平成 30 年 4 月 1 日に「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更）]において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

※2）運動部における「大会等」とは、中学校体育連盟、体育協会及び各種目の協会が主催する大会等とし、参加校のみで独自に企画された練習試合等は含まない。また、文化部における「大会等」とは、吹奏楽連盟等が主催する大会や、コンクール、コンテスト、発表会等とする。

※3）休日に、地域等からの要請により参加する行事や催し等については、活動時間に含まないこととする。

